

報告第5号

専決処分第6号の報告について
(損害賠償の和解について)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月9日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

自動車事故に関し、和解したことについて報告するため。

令和4年愛南町専決第6号

損害賠償の和解について

令和4年6月6日、宇和島地区広域事務組合環境センターの駐車場で環境衛生課職員が起こした自動車による物損事故について、下記のとおり損害賠償に関し和解することにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和4年6月30日

愛南町長 清水 雅文

記

1 和解の相手方

宇和島市曙町1番地
宇和島市

2 事故の概要

令和4年6月6日午後1時50分頃、環境衛生課職員が出張のため公用車を運転し、用務地の宇和島地区広域事務組合環境センター駐車場で、駐車しようとしたところ、駐車中の相手側車両との距離を誤り、公用車左側後部を相手方車両右側前部とに接触させ、き損させた。

3 和解の額

金148,000円